

沖縄県食品衛生責任者 各位

改正食品衛生法(令和2年6月施行・移行期間終了令和3年6月)に伴う
「食品衛生責任者実務講習会（集団給食施設設向け）」のご連絡

一般社団法人沖縄県食品衛生協会
〒901-2114 浦添市安波茶3-5-2-103

【事務連絡】

貴職におかれましては、日頃より食品衛生の維持管理にご尽力されていることと存じます。

さて、平成30年6月13日に食品衛生法等の一部を改正する法律が公布され、本年6月に完全施行となり原則としてすべての食品等事業者に一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施が求められています。

「HACCPに沿った衛生管理の実施」は、改正前の食品衛生法では規定されていませんでしたが、本改正により今後は都道府県保健所の監視指導項目に含まれます。

つきましては、これらのHACCP制度の適用並びに届出制度等の法改正の内容について、既存の食品衛生責任者を対象として、下記の日時で食品衛生責任者実務講習会を開催いたします。本実務講習会は、各食品衛生責任者に対する努力義務と規定されている「必要な知識を習得すること」に当たるものであり、改正法の対応のため積極的に受講いただきますようお願い申し上げます。

記

対象業種	日時	場所	備考
集団給食施設	令和8年 2月12日（木） 13:30～16:00	沖縄県総合福祉センター 401号室 (那覇市首里石嶺町4-373-1)	講習内容：集団給食施設に関する厚労省通知、HACCPの手引き書解説等

○受講料：3,300円 ※講習会当日、現金支払

○対象者：食品衛生責任者（責任者届出施設であれば、オブザーバー参加出来ます。

※受講証は、食品衛生責任者のみを対象にするため、オブザーバー参加者には発行できません

○申込先：一般社団法人沖縄県食品衛生協会（浦添市安波茶3-5-2-103）

TEL:098-871-1523 FAX:098-871-1524 E-mail:syokukyo@circus.ocn.ne.jp

○申込方法：希望者は申込書をFAX・メール送信をお願いします。

申し込みは定員に達し次第締め切ります（定員50名）